お客様からの相談にはこのように対応しよう！

ここでは、公的年金に関する相談に対する回答のポイントを解説します。

①～③社会保険労務士 菊川久誉　⑥⑦社会保険労務士 望月厚子
④⑤社会保険労務士 佐藤正明

相談1 60歳から年金をもらえると思っていたのになぜもらえないの？ 何歳からもらえるの？

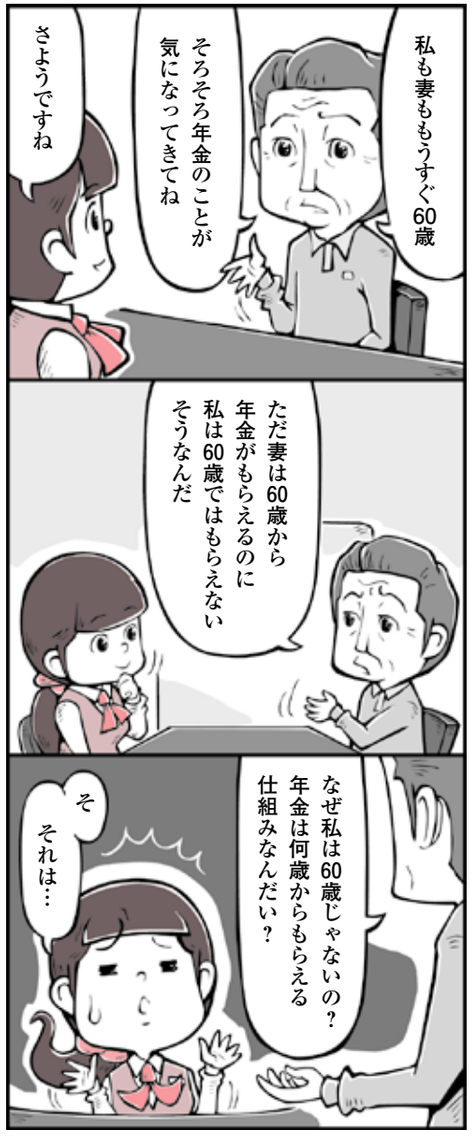

公的年金は、加入している制度により、また、男女の区別により支給開始年齢が異なる場合があります。日本に住所のある人がすべて加入する国民年金の老齢給付である老齢基礎年金は、男女の区別なく原則として、65歳が支給開始年齢となります。

一方、現在民間の会社員や公務員が加入する厚生年金は、すべての種別で生年月日により支給開始年齢が異なり、第1号厚生年金被保険者については、男女の区別も存在します。

平成27年10月の改正で、公務員等の共済年金は厚生年金に統合されました。第1号厚生年金被保険者とは統合前の民間の会社員（女性も含む）が該当します。第2号・第3号・第4号厚生年金被保険者は、順に国家公務員・地方公務員・私学教職員が該当します。

老齢厚生年金の支給開始は65歳からですが、厚生年金の被保険者は、特例として60歳代の前半に、厚生年金独自の給付として「特別支給の老齢厚生年金」を受給できます。特別支給の老齢厚生年金は「定額部分」と「報酬比例部分」に分けられます。

特別支給の老齢厚生年金は暫定的な特例で支給に差

特別支給の老齢厚生年金は、生年月日に応じて「定額部分＋報酬比例部分」を受け取る場合と「報酬比例部分」だけを受け取る場合に区分され、次のとおり段階的に廃止されることになっています（図表1）。第1号厚生年金被保険者が女性の場合、支給開始年齢の引上げは、男性より5年遅れとなります。お客様にはこの点を丁寧に説明しましょう。

①昭和16年（女性は昭和21年）4月1日以前生まれの人…60歳から「定額部分＋報酬比例部分」が支給

②昭和16年（女性は昭和21年）4月2日～昭和24年（女性は昭和29年）4月1日生まれの人…「定額部分」の支給開始年齢が61歳～64歳に段階的に引上げ

③昭和24年（女性は昭和29年）4月2日～昭和28年（女性は昭和33年）4月1日生まれの人…60歳から65歳まで「報酬比例部分」のみ支給

④昭和28年（女性は昭和33年）4月2日～昭和36年（女性は昭和41年）4月1日生まれの人…「報酬比例部分」の支給開始年齢が61歳～64歳に段階的に引上げ

⑤昭和36年（女性は昭和41年）4月1日以降生まれの人…特別支給はなし

今後しばらくの間は、図表1のように、男性は62歳～64歳、女性は60歳～61歳から報酬比例部分相当の老齢厚生年金を受け取ることになります。⑤に該当するお客様は、①～④では60歳代前半に支給される特別支給の老齢厚生年金を受給することができません。支給開始年齢が老齢基礎年金と同じになりますが、65歳前に繰上げ受給することは可能です。

なお、第2～4号厚生年金被保険者は、女性を含めて、男性の第1号厚生年金被保険者と同じ支給開始年齢となります。

また、厚生年金の被保険者期間が種別ごとに44年以上ある退職者か、3級以上の障害者で退職している人は「定額部分＋報酬比例部分」が図表2のとおり受けられます。昭和36年（女性は昭和41年）4月2日以降生まれからは、特別支給の仕組みはなくなります。

図表1　特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ

男性（生年月日）	60歳　61歳～64歳	65歳	女性（生年月日）
昭和16年4月1日以前生まれ	特別支給の老齢厚生年金・報酬比例部分	老齢厚生年金	昭和21年4月1日以前生まれ
	定額部分	老齢基礎年金	
昭和16年4月2日～昭和24年4月1日		老齢厚生年金 老齢基礎年金	昭和21年4月2日～昭和29年4月1日
昭和24年4月2日～昭和28年4月1日		老齢厚生年金 老齢基礎年金	昭和29年4月2日～昭和33年4月1日
昭和28年4月2日～昭和36年4月1日		老齢厚生年金 老齢基礎年金	昭和33年4月2日～昭和41年4月1日
昭和36年4月2日以降生まれ		老齢厚生年金 老齢基礎年金	昭和41年4月2日以降生まれ

図表2　長期加入者の特例対象者と特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢

＜男性の場合＞

生年月日	定額部分	報酬比例部分
昭和28年4月1日以前生まれ	60歳	60歳
昭和28年4月2日～30年4月1日	61歳	61歳
昭和30年4月2日～32年4月1日	62歳	62歳
昭和32年4月2日～34年4月1日	63歳	63歳
昭和34年4月2日～36年4月1日	64歳	64歳

＜女性の場合＞

生年月日	定額部分	報酬比例部分
昭和33年4月1日以前生まれ	60歳	60歳
昭和33年4月2日～35年4月1日	61歳	61歳
昭和35年4月2日～37年4月1日	62歳	62歳
昭和37年4月2日～39年4月1日	63歳	63歳
昭和39年4月2日～41年4月1日	64歳	64歳

POINT

- 老齢基礎年金は原則65歳から支給されるが、厚生年金では60歳代前半に特別支給の老齢厚生年金が受給可能
- 特別支給は段階的に廃止されており、生年月日や性別により支給状況が異なる